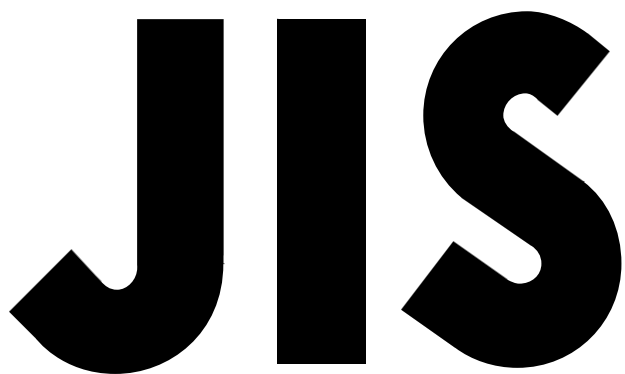




稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床

JIS A 5901 : 2018

(J-CHIF/JSA)

平成 30 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 25.7.1 改正：平成 30.8.20

官 報 公 示：平成 30.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会

(〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 浜町平和ビル TEL 03-5640-0901)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 品質	3
5.1 外観	3
5.2 寸法, 質量, 縦糸の間隔及び横糸の間隔の許容差	3
5.3 性能	4
6 構造	5
7 材料及び製造	6
7.1 材料	6
7.2 製造	6
8 試験	7
8.1 試験の一般条件	7
8.2 数値の丸め方	7
8.3 外観	7
8.4 寸法及び糸間隔	7
8.5 質量	8
8.6 含水率	8
8.7 局部圧縮試験	8
9 熱抵抗試験及び熱抵抗の表示値	9
10 検査	10
11 製品の呼び方	10
12 表示	10
附属書 A (規定) 熱抵抗の算出	12
附属書 B (規定) 稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床の製造に使用する縫糸	15
解 説	16

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会（J-CHIF）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 5901:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 31 年 8 月 19 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS A 5901:2014** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床

Straw TATAMIDOKO and straw sandwich TATAMIDOKO

序文

この規格は、1950年に制定され、その後13回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2014年に行われたが、その後の引用規格 **JIS A 9521:2017**（建築用断熱材）の改正に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、稲わらを材料として製造した畳床、稲わらと押出法ポリスチレンフォーム断熱材とを材料として製造した畳床及び稲わらとタタミボードとを材料として製造した畳床（以下、畳床という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 1412-2 熱絶縁材の熱抵抗及び熱伝導率の測定方法—第2部：熱流計法（HFM法）

JIS A 5905 繊維板

JIS A 9521 建築用断熱材

JIS B 7503 ダイアルゲージ

JIS P 3401 クラフト紙

JIS Z 1533 ポリオレフィンクロス用フラットヤーン

JIS Z 8401 数値の丸め方

JIS Z 8703 試験場所の標準状態

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

うわばえ（上配）

畳床の見栄えを良くするために、表面に配列するきれいな稲わら。化粧配ともいう。

3.2

よこてばえ（横手配）

畳床の上層部にあつて、稲わらを縦横交互に配列させたときの横手方向に配列する稲わら。